

産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和2年2月10日
開会時刻	午後2時15分
閉会時刻	午後4時08分
出席委員名	◎辻 孝記 ○宮崎 誠 野口佳子 小山 敏
	浜口和久 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 旧桧尻排水機場の無償譲渡について
	2 空家等の対策について
	3 流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて
	4 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	5 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組状況について《報告案件》
	6 伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について《報告案件》
	7 伊勢市土地利用基本方針の見直しについて《報告案件》
	8 高向小俣線ほか1線整備事業の経緯と今後の進め方について《報告案件》
	9 伊勢市地籍調査事業第7次十か年計画について《報告案件》
	10 簡易水道事業の水道事業への統合について《報告案件》
	11 管外行政視察の実施について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長、
	基盤整備課長、建築住宅課副参事、産業観光部長、産業観光部参事、
	農林水産課長、国体推進局長、国体推進局次長、国体総務課長、
	上下水道部長、上下水道部次長、上下水道総務課長、 下水道建設課長、情報戦略局長、情報戦略局参事、その他関係参与

伊勢市議会

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「旧桧尻排水機場の無償譲渡について」外9件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長または議会事務局に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時15分

◎辻孝記委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【旧桧尻排水機場の無償譲渡について】

◎辻孝記委員長

それでは、「旧桧尻排水機場の無償譲渡について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

都市整備部長。

●森田都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき、まことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、旧桧尻排水機場の無償譲渡についてほか3件の協議案件と報告案件が6件でございます。

ここで、案件名に訂正がございます。まことに申し訳ございません。

9件目の「伊勢市地籍調査第7次十か年計画について」ですが、正しくは、「地籍調査」の後に「事業」が抜けておりましたので、「事業」を加えていただきますようお願いいたします。

では、詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長

ただいま案件の修正がありましたので、案件一覧の修正をお願いします。よろしくお願いいたします。

当局、説明をお願いします。

農林水産課長。

●廣農林水産課長

それでは、「旧桧尻排水機場の無償譲渡について」御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

まず、1の「無償譲渡の目的」でございますが、平成29年の台風第21号により甚大な浸水被害を受けた勢田川流域等における今後の被害軽減を図るため、平成30年1月に勢田川流域等浸水対策協議会を設立し、国土交通省、三重県、伊勢市が一体となり、安全・安心なまちづくりを進めております。その協議会において取りまとめました勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき、国土交通省が令和2年度より着手する桧尻川排水機場のポンプ増強等の工事に伴い、市が所有する旧桧尻排水機場用地及び建物等を国へ無償譲渡するものでございます。

次に、2の「これまでの経緯」につきましては、昭和43年9月に三重県の事業により整備されました桧尻排水機場が完成し、昭和44年8月に伊勢市が土地と建物等の無償譲渡を受け、供用を開始いたしました。その後、平成20年3月には国土交通省により整備された桧尻川排水機場が完成し、供用を開始した後、市の桧尻排水機場の排水機能を廃止したものでございます。

次に、3の「無償譲渡する財産」につきましては、土地が船江2丁目1616番44ほか2筆の計3筆452平方メートル、建物につきましてはポンプ棟84平方メートル及び管理人棟35平方メートル、設備が排水ポンプほか一式でございます。

譲渡先につきましては、国土交通省となります。

また、資料の下部をごらんください。現況と整備後のイメージ図を掲載させていただいております。左側の現況図の中の赤丸で囲んだ箇所、こちらが国土交通省に譲渡する予定の旧桧尻排水機場となります。右側は整備後のイメージ図ではありますが、完成後には、桧尻川排水機場のポンプ増強による浸水被害軽減対策が図られることとなります。

最後になりますが、本案件につきましては、3月市議会定例会へ財産処分（案）を提出させていただき、御審議をお願いしたいと考えております。

以上、「旧桧尻排水機場の無償譲渡について」御説明申し上げます。よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件については、この程度で終わります。

【空家等の対策について】

◎辻孝記委員長

次に、「空家等の対策について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

それでは、「空家等の対策について」御説明申し上げます。

資料2を御高覧ください。

1の「啓発等の状況」でございます。

昨年4月以降、4月には固定資産税等納税通知書に適正管理や相続、利活用等を記したチラシを同封し、8月及び11月には、県外から市内に移住や創業を希望する方を対象といたしましたイベントへの参加、また10月には、空き家無料相談会の開催及び三重県主催の県外移住相談会への参加、さらには空き家対策を推進するための連携と協力について、空き家ネットワークみえの構成団体と協定を締結するなど、空き家対策の普及啓発及び充実に努めているところでございます。

次に、2の「空家等の状況」でございます。（1）の空き家件数の推移のこれまでの状況を御高覧ください。空き家の実態調査を実施いたしました平成27年度から本年度12月31日現在までの年度別件数をグラフ化したものでございます。色掛けした縦棒が各年度末の総件数、黒三角が実態調査におきまして危険度が大きいと判定した空き家、黒丸がそれ以外及び新規確認いたしました空き家として表記しております。これまでも除却や利活用により多くの空き家が解消しておりますが、新規で発生を確認した空き家も多く、全体的に微減の状況でございます。

次に、今年度の状況を御高覧ください。今年度平成31年4月1日から令和元年12月末日までの状況でございますが、新規に追加いたしました空き家は132件ございましたが、特に除却（解体）補助金の活用による除却や空き家バンクでの成約が急増し、175件が解消しましたことから、12月末現在、危険度大が34件、その他の空き家が2,810件、計2,844件と減少に至っております。

続きまして、（2）の特定空き家等の認定状況でございます。本年度は1件を認定し、12月31日現在、8件について改善に向けて指導を促しているところでございます。

恐れ入りますが、裏面2ページを御高覧ください。（3）の空き家バンクの運用状況でございます。12月31日現在、登録件数は、物件が24件、利用希望者が127件でございます。また、成約件数は、売買と賃貸を合わせ15件でございます。今後も引き続き、管理不全空き家等の解消または改善に向けた指導及び空き家バンクなど、利活用の促進に向けた啓発を強化してまいります。

続きまして、3の「空家関連補助事業について」でございます。（1）の今年度の利用状況でございますが、1段目の住宅・建築物耐震改修等促進事業（除却）につきましては、

固定資産税等納税通知書へのチラシ同封や各相談会または当課窓口での案内によりまして154件と、昨年度実績の93件を上回る状況でございます。また、空家に住んでみません家事業の家賃補助におきましては、昨年度に交付決定いたしました1件を含め、現在4件の移住者に御利用いただいております。

次に、(2)の新たな補助事業(案)でございます。現在の空き家を除却するための補助制度といたしましては、昭和56年5月31日以前に建築され、かつ耐震診断の結果倒壊のおそれがある木造住宅が対象でございますが、これを国の補助制度を活用し、鉄骨造りなど木造以外についても対象とし、範囲を拡大していきたいと考えております。

①の除却(解体)補助金の表を御高覧ください。補助対象でございますが、現在の対象でございますアの木造住宅に、新たに木造以外も含めたイの特定空き家等及びウの不良住宅を追加いたします。なお、イの特定空き家等及びウの不良住宅につきましては、補助申請をいただいた後、それぞれの基準に基づき事前調査を行い、該当するか否かの判定を行います。

次に、補助金額でございますが、これまでに御活用いただいた方との平等性を考慮し、現在と同様に除却工事費の3分の2、上限を30万円と考えており、そのうち2分の1は国の補助金を財源として予定しております。

次に、②の今後のスケジュール(予定)でございますが、本日の御意見を頂戴した後、補助要綱を策定し、本年4月から運用を開始していきたいと考えております。また、あわせて周知用チラシを作成し、広報や市ホームページ等とあわせて周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、「空き家等の対策について」御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

大変御苦労さんでございます。3,000件ぐらいの空き家があるということで説明があったわけでございますが、これはこれとして、持ち主不明と申しますか、どこにおるのか所在がわからない、ただ物件だけが残っておる、こういったことについて、何件ぐらいこんな物件があつて、今後どのような対応をしていくのか。いつまでもほうっておいては、税金も入ってこんし、いろいろな面で支障を来してくると思いますので、その辺をちょっと聞かせてください。

◎辻孝記委員長

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

先ほど委員仰せの所有者が不明というような空き家でございますけれども、先ほど私の

説明の中で、2,844件現在ありますという中で、全てにおいて空き家所有者が存命するの
かどうかというふうなところ確認まではできておりませんが、現在当課のほうで確認して
おります空き家の所有者の不在の物件につきましては、現在1件ということで確認をして
おります。以上でございます。

◎辻孝記委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

1件って少ないわけですけども、やはりいろいろその土地を欲しいとかいろいろ相手
がわかれば対応したいとかいろいろあろうと思いますのさ。そういったことについて、た
ったの1件ですか。

◎辻孝記委員長

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

所在が、その方につきましては、住居表示ということで、住民票表示がその空き家の所
在地になっておるということでございます。他の物件につきましては、所有者自体が死亡
というようなこともありますけれども、相続関係人ということで親戚兄弟等々の関係の方
は確認しておるところでございます。以上でございます。

〔「ありがとう」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

裏面の「空家バンクの運用状況」というのを示していただいておりますけれども、
2,844件というのが分母になると思うんですが、そのうちの利用希望者であったり物件と
いうところが、この比率からするとなかなか追いついていかないのかなというような気が
するんですけど、利用したい人、またはそういうところまでいっていない人もあるんで
すけれど、いわゆるマッチングというんですか、そういうところについて伊勢市だけでは
できない話ですので、空き家の問題については宅建協会等々も協議会の中に入りながらや
っておってしておるわけなんですけれど、本人のというのか、先ほどあった相続人等の了
解ももらわないことにはこちらが勝手に公表するわけにいかないの、そのあたりを詰め
ていかないと日数だけが、年数がたってしまうて。

これでいくと、新規で大体132件あるということは、毎年このような状況がうかがえる
わけなんですけれど、やはりどこかでいろんな対策をとりながら、2,844件あるとしても、
何かしらアクセスしてマッチングにもっていくような手法がとれないのかなということで

再度考えるんですけど、そのあたりの対策としてどのように捉えておるのか教えてください。

◎辻孝記委員長

建築住宅課副参事。

●林建築住宅課副参事

委員仰せのとおりだと思っております。当市の空き家バンク制度も、こちらに表記させていただきまして、まだ空き家所有者、空き家の物件自体の登録というのが24件ということで、我々も利活用を図っていく上でもっと件数がふえてこななければいけないというふうなところを考えております。ただ、所有者様方によりまして、我々も無料相談会とかそれから窓口へ来ていただく方々にも、空き家の利活用に関して相談をたくさん受けるところなんですけれど、委員の御質問にも途中にありましたように、やはり相続問題というのが大きなネックになっておるということで、なかなか登録に踏み切れていないというふうなそんなところもございます。

我々のほうも啓発といたしまして、広報やホームページに頼らずになんですけども、県外の移住相談会、それから無料相談会に来ていただく方々に幅広く周知のほうを図っておるところなんですけれども、今後昨年の12月の末に宅建協会様等と専門家団体の方々とも協定のほうを締結させていただきました。そういったいい方法というものを常に研究していきながら、そして御支援を賜りながら今後の施策につなげていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて】

◎辻孝記委員長

次に、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」を御協議願います。

当局から説明願います。

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御説明申し上げます。

資料3の1ページをごらんください。

一つ目の「経過」についてですが、市の下水道につきましては、平成元年に事業着手し、整備を進めてまいりました。その間に、下水道で整備を見込む下水道全体計画の区域につきましては、市町村合併時の平成17年度に4,108ヘクタールありましたが、2度の見直しを経まして、現在3,509ヘクタールとなっております。また、これまでの整備で、平成30年度末の下水道人口普及率は53.7%となっております。

続きまして、二つ目の「見直しの背景と目的」についてですが、下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備につきましては、市内全域の特性を踏まえた適切な処理方法を選択し、一定の期間を定めて効率的に実施する方針が国から示されました。このことを受けまして、平成27年度に第2期の伊勢市生活排水対策推進計画、平成28年度から令和7年度までの10か年の計画を策定いたしました。この計画では、社会情勢の変化に応じ、おおむね5年ごとに見直すこととしておりまして、令和2年度が見直しの年になります。このことに合わせまして、下水道全体計画の区域を見直すものでございます。

続きまして、三つ目の「見直し方針」についてですが、国が作成しました都道府県構想策定マニュアルに基づきまして、下水道と合併処理浄化槽との経済比較を基本としまして、さらに将来の人口や土地利用を考慮して見直します。

2ページをごらんください。四つ目の「下水道全体計画の見直し検討手法について」ですが、大きく三つのステップで見直しを進めます。まずは、第1ステップで検討区域を確認しました。

5ページをごらんください。検討区域図となっております。グレーと青で着色した現在の下水道全体計画区域3,509ヘクタールのうち、既に事業化された区域などのグレーで着色された区域を除きました今後事業化の可能性のある青で着色された約700ヘクタールを検討区域の対象といたしました。また、検討区域を細かく分け、検討単位区として22地区を設定いたしました。

2ページにお戻りください。第2ステップで、検討区域の判定を行いました。（1）から（3）までの経済比較、将来人口、将来の土地利用の三つの項目で評価いたしました。

一つ目の経済比較では、下水道と合併処理浄化槽について、それぞれの建設費と維持管理費を合わせた費用で比較いたしました。

二つ目の将来人口では、将来の人口動向と生産年齢人口割合をそれぞれ推定し、評価いたしました。

三つ目の将来の土地利用では、都市計画上の位置づけとして、都市マスタープランや立地適正化計画のエリアで評価いたしました。

最後に、三つの評価項目のうち、一つ目の経済比較を基本といたしまして、さらに将来人口と将来の土地利用をあわせて総合的に判定いたしております。

3ページをごらんください。第3ステップでは、第2ステップでの判定に基づきまして、全体計画の見直し（案）を作成いたしております。

4ページをごらんください。第2ステップで判定した結果表となっております。22の検討単位区のうち、網かけで示させていただきました10地区が今回下水道から合併処理浄化槽へ変更となります。

6ページをごらんください。第2ステップで判定しました結果表に基づきまして、全体

計画見直し（案）を作成しました。グレー、オレンジ、黄で着色した部分が現在の全体計画の区域となっております。そのうち、今回の見直しで下水道から合併処理浄化槽に変更する区域が黄で着色した部分となります。その結果、見直し後の全体計画の区域は、グレーとオレンジで着色した部分となり、3,226ヘクタールとなります。

3ページにお戻りください。先ほどの6ページで今回検討した区域、オレンジと黄色でございますけれども、その部分全てを下水道で事業化した場合に相当する費用は、約230億円でございます。今回の見直しで約90億円の削減が見込まれます。

最後に、今後の予定についてでございますが、本日御説明申し上げました全体計画の見直しにつきまして、上下水道事業審議会に諮問、御審議いただき、その結果を当協議会へ御報告させていただきたいと考えております。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御説明申し上げました。よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

下水道の全体計画の見直し、非常にこれは大事だと私も思います。それで、この中の資料の中でちょっと聞きたいんですけども、将来人口のことなんですが、これは何年度までの将来のことで評価しておるんですか。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

将来人口の目標の年は、令和22年度、今から20年後ということで推計しております。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

令和22年度ということは、この後にひと・まち・しごとのところで人口ビジョンが出てきますけれども、そこで若干ほかの質問があるんですけど、これはもうそれとの比較はきちっと整合性がつくようにはやってもらっておるわけですね。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

今の人口ビジョンに基づきまして推計をしております。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

できれば、22地区の評価された状況の評価書みたいなものを見せていただきたいので、それは、委員会の中で、もし委員長が御配慮いただいて取れるのであれば皆さんにも配付していただきたいと思うんです。例えばこれ、点数制になっておるのかどうかあれですけども、経済比較としては高いけれども、ほかの将来の土地利用であったりとかステップの中でいろいろと評価されておるのか。低い高いとあると思うんですよね。そのあたりのことが出て、総合評価の中で22地区のうちのこの部分だけ見直ししましょうかということになったと思うんですよ。それの前の段階のをちょっといただきたいので、ちょっと確認をしてください。

◎辻孝記委員長

担当、出せますか、それ。

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

もちろん出すことはできますけれども、今回点数で評価したものではありません。マル・バツということで、当てはまるかどうかということで評価しております。点数をつける場合というのは、前回昨年事業化するに当たって優先順位をつけるときに、点数の高いところからやるというふうな場合は点数による評価をいたしましたけれども、今回はマル・バツということでございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

すると、基準があってマル・バツをしておるんですよね、何か基準があって。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

例えば4ページの表ですけども、経済比較に関しましては、下水道が有利であるとマル、浄化槽が有利であるとバツというような判定もさせていただいていますし、あと、例

えば3番目の土地利用ですと、都市マスタープラン、あと立地適正化計画の区域に入っていればマル、入っていなければバツというような評価の仕方をしております。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

立地適正化計画に入っておってマル・ペケというのは、もう図面上分かる話なので、それはもうマル・ペケつけられると思うんです。経済比較がどうのこうのと今言われたけれども、どういう基準があって経済比較したのかとか、そんなのはちょっとわからないですよ。将来人口についても面積との割合で比較をしてやっておるものなのか、ただ面積といっても、例えば100ヘクタールあっても、住んでみえるところが一部のこちらの20ヘクタールというんやったら経済効果としては出る場合がありますよねとか、そういうのがどういうあれで出されておるのか。僕は22地区全部上がってきたらどうかなとは思いつつしておったんですよ。そういう意味合いのことなんです。

◎辻孝記委員長
下水道建設課長。

●松田下水道建設課長
この前段の評価書につきましては、また提出させていただきます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それと、合併処理浄化槽にしましょうということで総合判断をした。僕はこれ、すごく正しいと思うんですけども、そうなったときに、これは伊勢市のほうでもつくっておる生活排水対策の推進計画と、そのあたりの計画の変更もこれから出てくるわけですよ。そうすると、合併浄化槽の設置をこれから推進していこうとすると、その地域の何軒おうちがあって何軒が合併処理浄化槽に既にしておるか、していないか。また、単独槽なのか、全部やられていないのかというようなこととか、そういう調査というのは非常に大事やと思うんですけど、いつも排水対策の推進の計画の中で議論しておると、そういった調査があまり実は行われていないんです。というのは、個別にやらないといかんので、そのあたりのことは、新しく家が建ったときに合併浄化槽にしたというところもあれば、昔のまままで改築したよというところもあると思うので、どの程度資料がそろいながらこの判断をしたかというのは、どうでしょうか。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

今の御質問は、これから事業化する場所で浄化槽がどれだけ設置されておるか確認しているかということだと思います。今回判定した中では、経済比較と人口、あと土地利用ということで、評価の中には入っておりません。入っておりませんが、私ども関係課から資料はいただいておりますので、どれぐらいの状況かというのは把握しております。その状況としましては、一応市内平均というのが大体出ております。それと今回検討したところはほぼ同じぐらいの割合で合併浄化槽が整備されているというような状況でございます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

平均ではちょっとどうかとは思いますが、実際には、旧の地域よりも新しく建った一定の住宅というのか団地というのか、その地域のほうが合併浄化槽の比率は高いですよ。高いということは、わざわざ下水道を引かなくてもええやないかということですよ。最終的にはそういうことになってくると思うので、合併浄化槽もやられていないところに、極端なことを言うと、合併浄化槽を全部配置しようと思うとこれはなかなか難儀なことが出ます。設置する場所がないとかということになるので、やっぱり次のステップとしては、下水道はしませんよ、合併浄化槽にしてもらおう地域ですよと言うたときに、志摩市とか鳥羽市なんかそうですけれども、その地域だけの合同の合併浄化槽を作らないかとか、そんな地域がやっぱり出てくるので、やっぱりステップとしては、もう少し中身に入ったような状況のことを確認する必要がありますよね。そのあたりは今現在やられていないとは思いますが、今後の将来の絵としてはどのように考えておるのか、ちょっとお答えください。

◎辻孝記委員長
下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

今回の見直し、これで3回目になっておりますけれども、見直しは今回で最後ではなく、実際上位計画の生活排水対策推進計画でも5年ごとに見直すというようなことも書かせていただいています。また、国が出しているマニュアルにも5年ごと、あと大きな人口減少の見通しが変わってきたとか、あと土地利用の変化があるとか、あと投資計画の変更があるとか、そういった時期には社会情勢の変化に応じて見直すようにということが書かれております。私どもも今後これが最後ではなく、適宜見直しに取り組みたいと考えております。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。大方は見直しをやっていって、人口減少に対してどれぐらい向き合っていくかということが課題になると思うんですけど、進み方としては非常に早いので、5年がいいかどうかということもちょっと疑問なので、将来的にはそれが僕は3年でもええんと違うのかなと思うぐらいちょっと厳しく見えています。今回22のこれぐらい上がってきたことについては、22一遍上げたらどうかなと思うぐらい効果としてはそんなに変わらないかなと思いがするんですよね。さっき言ったような状況の中でなかなか判断もしづらけれど、市民に早くこの地域は合併浄化槽で将来いきますよということを伝えないと、新築とか改築とかいろんな作業をするときに一番困るのは最終的に市民の方が困るので、そのあたりの判断を早くやっていただきたいと思うんですけども、そのあたりをもう少しお答えください。

◎辻孝記委員長
下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

繰り返しになりますけれども、今回で見直しというのは最後ではなく、将来社会情勢の変化があれば適宜見直しに取り組みたいと考えております。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎辻孝記委員長
他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について】

◎辻孝記委員長

次に、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

それでは、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」御説明を

申し上げます。

資料４－１をごらんください。昨年11月18日の本協議会で御説明を申し上げた第２期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について、パブリックコメントを実施いたしましたのでその結果と、外部有識者で組織するまち・ひと・しごと創生会議の意見等を踏まえて最終案を策定いたしましたので、御報告、御説明申し上げるものでございます。

１、「経過」につきましては、記載のとおり庁内組織の地方創生推進本部会議及びまち・ひと・しごと創生会議で協議してまいりました。

２、「パブリックコメントの実施結果」につきましては、記載のとおり昨年11月25日から12月25日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられた意見はございませんでした。その上で、まち・ひと・しごと創生会議の意見、また前回協議会以降の国の動き等を踏まえてこの最終案を策定いたしました。

それでは、第２期総合戦略（案）を御説明申し上げますので、資料４－２をごらんください。ピンク色で表示しておりますのが産業建設委員協議会関係分です。

〔発言する者あり〕

●辻情報戦略局参事

失礼いたしました。

ピンク色、こちらで表示しておりますのが産業建設委員協議会関係分です。黒字、こちらは複数の協議会に関連する内容でございます。

前回お示した案からの主な変更箇所につきまして御説明を申し上げます。

２ページをごらんください。２、「基本的な考え方」におきまして、（２）多様な人材の活躍を推進するという誰もが活躍する地域社会の実現を目指す考え方と、（３）新しい時代の流れを力にするというSociety5.0及びSDGs、これを意識した考え方を追加いたしました。

前回お示した素案では、５ページ以降の具体的施策の中にこうした考え方を盛り込んでおりましたが、昨年12月20日に示された国の総合戦略では、四つの基本目標全体に係る横断的な目標としてこれらが位置づけられておりましたので、これに倣いまして全体に関わる基本的な考え方としてこの中に組み入れたものでございます。

３ページの３、「基本的視点」は、創生会議の意見を踏まえて新たに設けた項目でございまして、人口ビジョンで整理した人口減少克服に向けた本市の三つの課題を総合戦略における三つの視点として整理することで、課題から基本的視点、そして次ページの基本目標に続く流れを明確にしたものでございます。

その他、注釈の追加、KPI（重要業績評価指標）、この表記方法の統一など所要の整備をいたしております。

資料４－３、人口ビジョンでございますが、こちらにつきましては、国の長期ビジョンの更新に伴い、当該抜粋箇所について軽微な変更を行ったところでございます。また、最後、資料４－４として、創生会議の答申の写し、こちらを添付しておりますので、御高覧のほどよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料４－１にお戻りいただきたいと思います。４、「今後のスケジュール」でございますが、当初御説明申し上げましたように次年度以降も切れ目なく取り組

みを進めてまいりますので、年度内に完成し公表してまいりたいと考えております。

以上、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」御説明を申し上げます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと聞かせてほしいんですけど、伊勢市人口ビジョンのところのトップ、変更があったというのはどの部分のことを言われておるのかちょっと教えてください。

◎辻孝記委員長

情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

変更のあった箇所を申し上げます。人口ビジョンの5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページのところで、国の長期ビジョンの概要というのがございます。最初人口ビジョンを作成する時点では国のほうで中間報告がございまして、最終的な数字が出ておりませんでしたので、そちらの表の中の数字を若干ですけれども変えさせていただきました。細かい数字になりますが2060年、もともとは1億204万人のところは1億189万人、その下の参考のところは、1億47万人が1億30万人、下の9,910万人が9,891万人、右のところの2110年のところが、改正後が8,969万人が8,992万人、8,612万人が8,639万人、8,284万人が8,314万人といったような改正になっております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

3ページの合計特殊出生率のところの仮定のところの全国というのが1.35というところがあるんですけど、それが1.44に変更があったということなんですけれど、これのことについてちょっと説明してください。

◎辻孝記委員長

情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

こちらのほうは、社人研のほうの仮定が1.35から1.44に変更になったということで、伊勢市のほうにおいては合計特殊出生率は下がったんですけども、全国的には1.35から

1.44に上がったという結果でございます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

伊勢市のほうとしては1.48から1.34になったんですね。それで合っていますか、2017年度。何を言いたいかというと、全国の社人研の平均値なんていうのはあまりどうかと思うんですけど、伊勢市で合計特殊出生率が今現在どれだけになっているのかということを知りたいわけですね。というのは、先ほどまでいろいろな施策の話で、事業の関係をチェックさせていただいても、ほとんどが人口ビジョンに基づくというのが根底にはあって、それが人口がふえるのか減るのか、高齢化なのか少子化なのかということが非常に政策の中で生かされんことには、今までやってくる事業がほとんど生きてこないわけですね。

これは、まち・ひと・しごとの中で基本になる事業だと思うんです。国でやられている事業を右から左に移しておる事業もありますけれども、そういう意味では伊勢市の現状の少子高齢化の率とか、一点幾つになったんやというのを本来は毎年公表してもらうぐらい大事だとは思っています。その推計で実際には5年後、10年後、20年後、どれぐらいの人口になるんやということが必要かと思うんですけど、そういう意味で御質問申し上げておりますので、ちょっと理解していただいて教えてください。

◎辻孝記委員長
情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

申し訳ございません。人口ビジョンの21ページをごらんいただきたいと思います。合計特殊出生率の推移という表がございます。その中で、伊勢市については青色の線で示してございます。直近でいきますと、平成29年度で1.34というふうな形で示させてもらっています。全国平均が緑色のところで1.43、三重県が1.49、平成29年はそういった数字になっておりまして、伊勢市のほうでは1.34と、全国、三重県と比べて低いような状況が、平成28年、29年というふうな形で続いております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、担当課のほうではじけるかどうか知りませんが、1.34より伸びるような傾向に今なっておるんですか、伊勢市は。

◎辻孝記委員長

情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

全国的に合計特殊出生率が伸びていないという中で、伊勢市におきましては子供の生まれてくる数も少なくなっております。あと、26ページ、27ページをごらんいただきますと、妻の平均初婚年齢の推移ということで、女性の方が結婚なさる年齢がだんだん上がってきております。それとあと、27ページの離婚率ということで、離婚される方の率も上がっておられます。それとあと、その前に25ページになりますけれども、未婚率ということで、男女とも結婚されない方というのがふえております。そういった関係で、以前から少子化が進んでおる中で女性の数全体が減ってきておる。あと、子供を産む、結婚される方も減ってきておるといって全国的にも子供の数が減ってきておるといってのが現状でございます。以上です。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。今のを総合しても、もう上がるというような状況にはないわけですよ。これ全部全部時間もなくて読み切れていないんですけれども、人口ビジョンにさえも2040年に2.1にするという希望的観測しかないかわからんですけれどもなっていますよね。これの数字もすごい疑うわけですよ。これはもう、3でも4でも書いておけばええという話ではないので、そうしたときに、このまち・ひと・しごとの総合戦略がどのあたりをすることによって目標の人口ビジョンになるのかということをお教えしてほしいんですけれども。

◎辻孝記委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

御指摘のように、なかなか少子化というのが止まっていない、これは全国的な話で、去年は90万人を下回って86万人というふうなことを伺っております。全国的な傾向というふうには理解をしておるんですけれども、ただ、それはそのまま静観しておるわけにもいきませんので、このまち・ひと・しごと創生総合戦略といいますのが、仕事、それから人、この辺りの好循環で全体的に流れに回して行って人口増、地方の経済の停滞を改善していきこうというものでございます。複雑にこれを連携をさせながら、例えば未婚の話なんかも、出会う場がないというのがありますし、経済的な理由というのもございます。

ですので、その辺りをマッチングするような仕事の取り組みであったり、あとは少子化といいますのが、先ほど申し上げましたように結婚から始まって行って子育てという、そ

のステージステージのいろんな要因がございますので、現在取り組んでおるのが、出会いから結婚、出産、子育て、そのそれぞれのステージに至る切れ目ない支援ということで、こういう施策を総合的に回しながら全体として上げるような取り組みはしておりますけれども、1期が総合戦略終わりました、なかなか結果が出ていなかったというのがこの前の検証結果でございましたので、特に少子化については課題ということで、取り組みを進めていかなあかんというふうなことは考えておりますけれども、これからまだ始まるころなんです、取り組みを進めていく中で、どこにどういった施策の中で弱い部分があるのかということも検証しながら、また議会のほうでもいろいろと御意見をいただいて、これが好循環で回っていくような取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

お聞きしておると、非常に数字的なことではなくて、感想をもらっておるとは思うんです。実際私たちが人口ビジョンとして掲げることは大事ですよ。2040年にはこれぐらいになるだろうということで掲げることは大事やけれど、先ほど1.34からいろいろ聞かせてもらっておっても、一つとして何か大きく5年10年の先に見えるものがないわけですよ。その一方で、2040年の2.1というのは、これは書き過ぎじゃないかなと思うんです。あまり希望的なことを言うんやったら3.5ぐらい書いておいたらどうですか。やっぱりこれは、この人口ビジョンがうちの総合政策のいろんなことに、さっきも交通やらいろんな話もありますけれど、一番それが中心の中で計算されておるわけですよ。ちょっと僕はこれはひどいなと思いつつながら最近見せてもらおうとそういう感じになるんです。

現状を書けということは、中身を見たら、先ほど言ったように、離婚率や何か細かく調査はされておりますけれど、何一つやっぱり明るい兆しなんていうのは見えていないので。そのために何をやるんやということも出てくるかとは思いますが、この辺りの目標の持ち方についてももう少しお聞かせください。

◎辻孝記委員長
情報戦略局参事。

●杉原情報戦略局参事

合計特殊出生率の2.1につきましては国会のほうでも議論になっておりますが、国のほうで掲げておる合計特殊出生率を目標として掲げております。以上でございます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

ここには、伊勢市まち・ひと・しごとと伊勢市のことを書いてありますもんね。だから、読まれる方は、これは国が示されておる数字であって伊勢市は違いますなんていうことにならん話でしょう。だから、その辺りというのはいち少し現実的な話をしないと、国がやっておるから2.1で様々な人口ビジョンの数値が掛け合わされて事業として出てくるといふたら大間違いですよ。そのあたりを申し上げておるんです。現状だけ書いて事業をせいという意味ではなくて、この中にも目標値というのがきちっとあってしておるわけですから、目標値の中でそれが解決したら2.1になるのかいという話でしょう。ちょっと考えてもらったほうがいいのかないかなと思ひながら見させていただいておるんですけど、各常任委員会の中でも御意見はあるかもわかりませんが、私はそう思ひます。だから、何かピント外れみたいな気がして仕方がないんです。そのあたりよろしくお願ひします。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組状況について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

続きまして、報告案件に入ります。

「三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組状況について」、当局から報告を願ひます。

国体総務課長。

●村井国体総務課長

「三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組状況について」御説明させていただきます。

資料5をごらんください。内容としましては2点ございます。1点目は「令和元年度の主な取り組み」について、2点目は「令和2年度の主な取り組み（予定）」についてでございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。「令和元年度の主な取り組み」でございます。組織体制としましては、平成31年4月に国体推進局国体総務課、国体競技課を設置、同月末には実行委員会の設立、7月には庁内の連携を進める組織として庁内推進会議を設置し、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備に取り組んでおります。

両大会に向けた準備としましては、下段その他の項目に記載のとおり、これまでの国体等視察での調査結果を参考にし、各競技団体や関係機関と調整を重ね、観光客にも配慮した輸送交通対策や国体関係者の宿泊先の確保、練習会場の詳細設計及び本大会の実施設計

を進めております。

今後、各競技団体と連携を密にし、競技役員及び競技会補助員の確保を進める予定です。

広報PRとしましては、市民の皆さんに国体等の開催を知っていただくことを主な目的に、市民の方が多く集まっていたイベントやスポーツ体験教室などにおいてPRを実施してまいりました。今年度につきましては、1月末の時点で計58回のPR活動を実施しております。また、市内の小・中学校運動会でのとこわかダンスの取り組み、市庁舎のPR装飾や横断幕の掲示などによる広報活動も実施しております。

市民協働の取り組みとしましては、9月からボランティアや協賛の募集を開始しており、昨年12月末現在でボランティアについては214人のお申込みをいただいております。協賛につきましては1件いただいております、12月にシンフォニアテクノロジー響ホール伊勢の外壁にPR装飾をさせていただきました。

2ページをごらんください。令和2年度の主な取り組み予定でございます。一つ目が、国体リハーサル大会の開催です。下の参考にもありますように、令和3年度の国体の開催に備え、競技会運営能力の向上、市民の皆さんの関心や参加意識を高めることを目的に、伊勢市開催競技であります陸上競技、サッカー女子、卓球、相撲、バドミントン、高等学校野球硬式の六つの競技の全国大会、東海大会レベルの大会を国体のリハーサル大会として8月から11月に開催するものです。

次に、広報・PRとしましては、引き続きPRイベントやPR歓迎装飾などを実施し、特に東京オリンピック・パラリンピック以降は、市民の皆さんへの周知と機運醸成の強化に努めていきたいと考えております。

市民協働の推進としましては、企業協賛の募集、活用。ボランティアの募集、育成とイベントやリハーサル大会での活動。このほか、地域、学校、各種団体等と連携した取り組みを計画しております。本大会に向けた準備につきましても、大会の成功に向け引き続き取り組んでまいります。以上、御報告申し上げます。よろしく申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時21分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について」、当局から御報告願います。
都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

それでは、「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会について」御報告申し上げます。

資料6-1をごらんください。1、「概要」でございます。伊勢市内の国道23号・県道・市道の歩道部には、南海トラフ巨大地震が発生した場合、かつて倒壊が危惧された形状の異なる石灯籠のほか、電柱、道路標識等が景観上も好ましいとは言いがたい状況で設置されており、これらを解消するため、平成25年10月に、有識者、地元関係者等で構成した伊勢市内道路空間利用あり方懇談会を設置し、検討を行った結果、平成27年6月に中間取りまとめとして、道路空間利用の方向性と国道23号線の一部、延長約800メートルの内宮ゾーンについては、モデルゾーンとして先行的に整備検討を行うことが示されました。このことにつきましては、平成27年8月28日に開催されました産業建設委員協議会に報告させていただきましたところでございます。

以降、地域住民との意見交換や石灯籠の全撤去などを経て、内宮ゾーンの整備案について地域と合意形成がなされたため、令和元年11月18日に開催した伊勢市内道路空間利用あり方懇談会で整備案が確認されたものであります。本日はその内容について御報告いたします。

なお、中間取りまとめにつきましては、以前お示ししておりますが、参考までに別紙6-4を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

では次に、2の「整備案」につきまして御説申し上げます。

別紙6-2をごらんください。まず左側の2、「整備案」でございます。平面写真に示したとおり、伊勢市駅前から内宮前まで約6キロメートルを道路空間利用のあり方の対象とし、今回は国が管理する国道23号線のうち、内宮ゾーンの約800メートルを先行整備するものでございます。整備案としましては4項目あり、1、無電中化、2、歩道舗装、3、御幸道路をイメージする景観、4、歩行者と自転車通行空間であります。整備後のイメージとしましては右側の上段図で示しております。

また、整備案4項目の具体例としまして、別紙6の3をごらんください。上段には2か所について、現在の整備前の写真とあわせて示しております。電柱については全て地中化としております。また、れんが状の路面は平滑で歩きやすくしたれんが色の透水性舗装とし、縁石は現在と同様に白色の御影石風に、高木の街路樹は歩道内の民地側で植栽可能な箇所のみ常緑樹の中低木に、標識とサインは色彩を統一し、できる限り共架や道路路面への表示に、そして歩道の幅は原則3.0メートル以上に等々、国の事業として整備が予定されております。

また、下段には、国の事業にあわせ市の事業案としまして、おかげ横丁へ進入する市道宇治中之切5号線の橋の老朽対策整備と、神宮会館近くにある既存の排水施設の道路冠水対策整備を予定しております。

次に3、「道路占用の方針」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、再度別紙6-2、右の下段をごらんください。道路占用の考え方としては、国・県・市ともに、道路景観については統一した見解をもって許可の可否を行うものとしたします。また、内宮ゾーンの整備につきましては、先ほど御説明いたしました上段の整備後のイメージが地域住民の意見を反映しておることから、新規の道路占用物については許可する予定は持っておりません。また、一部残りの国道・県道・市道においては、内宮ゾーンの整備後に道路空間利用のあり方懇談会で事後評価を行い、その結果を踏まえ、道路空間整備の支障となり得る新規道路占用物件については許可しないものと考えております。

それでは、最後に4、「当面のスケジュール」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、再度別紙6-1をごらんください。内宮ゾーンにつきましては、国の事業となることから、国土交通省より、工事設計及び地元説明会につきましてはこの2月から3月間で予定し、その後3月下旬に工事の発注をし、そして4月以降工事の開始を予定すると伺っております。

以上、「伊勢市内道路利用のあり方懇談会について」御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。
宿委員。

○宿典泰委員

3番の道路占用の方針について、国・県・市の3者での統一見解があって、3者の合意のもとで可否を行うということでもありますけれども、一方、6-2の下のほうには新規道路占用物件は許可する予定はないということであっています。以前に石灯籠の問題があって、その受け皿としての問題であったり、石灯籠が非常に台風また暴風に弱いということで、地震の関係もあって、事故の結果、いろいろと残念な結果ですけれども撤去したということです。

新聞紙上で何か木製のものが云々というようなこともあって、そういうことになると木製がいいのかどうか。木製であると当然腐るわけですから。その話もあって、そういったことが提出されたときに、維持課としては、国・県との3者統一見解があるとしても、提出されたものに対して市としての見解をきちっと不許可なら不許可ということを出さなければならないとは思いますが、どのような態度で進んでいけるのかなど、こう思っております。結果から言うと、私は石灯籠を撤去してよかったなど、新規はもうやはりやめるべきで、今図面にあるように、道路の関係でいけば、このような整備をしてもらったら十分安全を保って観光の方にもいいのかなというように思うんですが、どのような見解でしょうか、教えてください。

◎辻孝記委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

今、宿委員の御質問にお答えさせていただきます。新聞のほうで木製灯籠の動きというのはございました。しかしながら、まず国・県・市とも、その灯籠を推進しておるわけではございません。それがまず一つ言えます。それと、この灯籠につきましては、過去に何十年も管理者が不在となっていた問題、それと死亡事故が起こった問題というところからいいますと、灯籠については厳しい状況と三者とも考えております。そしてまた、今回この内宮ゾーンを整備するに当たりまして、地区住民との意見交換を重ね、合意いたしたんですが、一切灯籠の設置というものはございませんでした。ということから、まずはこの内宮ゾーンを整備を行います。それをもって、今後残りの国道・県道・市道につきましても事後評価を行い、問題なければこういった形で進めていきたい、そういったふうに考えております。以上です。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

あと1点、整備案の中では青い部分で先行整備を内宮ゾーンでやっていただくと、800メートル。それ以後、青い部分で若干残っておる部分であったり、赤の線が県道に当たる部分でありますか、このような状況で整備していただくということですが、今後の話になって申し訳ないんですが、具体的な整備計画というのは、いつごろどのような状況で出るのかということをお聞きしたいと思います。

◎辻孝記委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

先ほども説明の中で申しましたが、この内宮ゾーンが、まず工事が完了して、その後あり方懇談会をもって検証し、その後の道路の県道、それと一部市道がありますが、そういったところに入っていきます。そして、今回6キロもありますので、その地区地区の考え方とか、それと歩行者の状況とかも踏まえまして考えていくわけです。ですので、工事が4年ぐらいかかると聞いておりますので、これが、国道時といいますと、国道の工事が、この整備があるんですが、埋設物件でガスや水道や下水もありますし、国の工事が終わった後、今度は電力会社が電柱を抜く工事もありますので、4年ぐらいかかってくるということです。その工事が終わった後にもう一度懇談会を開いて検証を行い、次の整備区間、それぞれのゾーンについての区間の検討に入っていくというふうな状況でございます。以上です。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

あと、そうしますと、特に歩道側の舗装ということに関連はするんですけど、イメージからいくと景観問題もあって、なかなか植栽、木の問題がありますよね。今も県道の中で非常に大きくなり過ぎて歩道を占領したり、歩道の石が盛り上がって、なかなか歩道さえも危険な状況が見受けられます。そういったこともあって、ちょっと何年ぐらいかかるのかなということをお聞きしておるわけですけども、そこら辺のある程度の基準的なことというのはこれからどのようになっていくんでしょうか、教えてください。

◎辻孝記委員長
都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

委員仰せのとおり、今県道、御幸道路の歩道のれんがの状態とか植栽も、見ようによっては景観がすばらしいんですが、歩道の今真ん中に位置するぐらいまで大きくなってきたりとか、使いようによっては歩行者それから南海トラフ地震を考えたときに、そういったものが、倒木というところもありますので、様々な考え方があるんですけど、今回この内宮ゾーンにつきましても、れんがのがたついた舗装、それから高木もあるというところで、一切イメージ図のように高木は撤去し、れんがもこういった平滑な舗装に変えるということですので、この考え方は県のほうも引き続き方針として持っていくと思うんですが、先ほど申しましたように、事後評価の段階で整備計画が立てられているものですので、よろしくお願いします。

○宿典泰委員
わかりました。ありがとうございます。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。
野口委員。

○野口佳子委員
道路幅が3メートル以上とあるんですけども、3メートル以上でしたらどのぐらいまではよろしいんでしょうか。幅。

〔「歩道ですか」と呼ぶ者あり〕

○野口佳子委員
歩道です。

◎辻孝記委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

今回、どこまでというのはお示ししていないんですが、現在3メートルを切っているところがございますので、この自転車空間と歩行空間で3メートル必要というところで考えております。そして、道路敷きの中で、今回用地買収では伴わないんですが、道路の今の敷地の中で原則3メートルというところで示してはまして、4メートル、5メートルというところまでちょっと定めていないところでございます。

○野口佳子委員

わかりました。ありがとうございます。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市土地利用基本方針の見直しについて《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」、当局から御報告願います。
都市計画課長。

●荒木都市計画課長

それでは、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」御報告申し上げます。

資料7-1をごらんください。

本件につきましては、昨年11月18日開催の産業建設委員協議会において案の説明をさせていただきました。その後、案のパブリックコメントを実施しましたので、その結果及び今後の予定について御報告させていただきます。

まず、1の「パブリックコメント実施の概要」についてでございます。

(1)の意見募集した案件は、伊勢市土地利用基本方針(案)でございます。前回御説明させていただいたとおり、土地利用基本方針は、土地利用の課題や都市マスタープランに定める土地利用の方針を踏まえ、用途地域、特定用途制限地域、特別用途地区といった都市計画の地域地区指定の考え方などを示すもので、今回は平成23年3月に策定した基本方針の見直しでございます。

(2)の周知方法は、公告、広報いせ、伊勢市ホームページなどで行い、(3)の案の閲覧場所は、伊勢市役所本館のほか、各総合支所及び各支所、図書館などの20か所で行い

ました。

(4)の意見提出の対象者は、市内に在住または通勤・通学している方及び利害関係のある方で、(5)の意見募集の期間は、令和元年11月25日から令和元年12月25日までの1か月間実施しました。(6)の意見募集の結果につきましては意見がありませんでしたので、パブリックコメントによる本基本方針(案)の修正はございません。

次に、2の「今後の予定」でございます。

本件につきましては、令和2年1月24日の都市計画審議会にて御審議の上、答申をいただいております。令和2年3月に改定公告を行う予定でございます。また、資料7-2につきましては(案)の本編でございますが、改定公告後、本基本方針を議員の皆様にお配りさせていただきます。

以上、「伊勢市土地利用基本方針の見直しについて」御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【高向小俣線ほか1線整備事業の経緯と今後の進め方について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、「高向小俣線ほか1線整備事業の経緯と今後の進め方について」、当局から報告願います。

基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

それでは、「高向小俣線ほか1線整備事業の経緯と今後の進め方について」御説明申し上げます。

資料8をごらんください。まず、1の「事業の目的」でございますが、老朽化が著しい現在の宮川橋の代替機能を持つ本路線の整備を行うことにより、県道鳥羽松阪線の度会橋周辺の渋滞緩和、宮川左岸地域と右岸地域の生活圏を結ぶ交流軸、さらには地域の安心につながる機能を担う道路として整備を行うものでございます。

次に、2の「これまでの経緯」ですが、平成25年4月19日に都市計画道路の変更手続を行った後、道路や橋梁の予備設計に着手し、補助事業採択を目指してまいりましたところ、平成29年度に道路事業として採択されました。それを受け、平成29年度には地質調査、御菌側の道路詳細設計、用地測量を行い、平成30年度には橋梁の予備設計及び橋梁による河川影響を検討する模型実験、小俣町側の道路詳細設計、鉄道への影響検討、用地測量を行うとともに、コスト縮減のため道路構造や幅員の見直しを行い、それに伴う都市計画道路

の変更手続を平成31年2月20日に行いました。今年度は建物調査、鉄道近接部の計測管理計画及び4工区の測量、道路予備設計を進めるとともに、本年度から御菌町側からの用地交渉を開始し、用地取得を進めているところでございます。

3の「今年度の取り組み」でございます。これまで本事業は交付金事業を財源として進めておりましたが、橋梁部には多額の事業費が必要であり、少しでも有利に財源が確保できるよう大規模修繕・更新補助の事業採択に向け、県・国と協議を重ね、要望活動を行ってまいりました。これが採択されますと、補助率が交付金50%に対し、大規模修繕・更新補助では55%となります。

なお、令和2年度から名称が道路メンテナンス事業補助として変更される予定となっております。

令和2年度の要望額は、橋梁部の補助金を1億8,200万円、道路部の交付金は1億1,900万円でございます。

次に、4の「今後の進め方」でございます。今後も事業推進のため、引続き用地取得を積極的に進めてまいります。また、本路線の橋梁区間につきましては、橋長が長い上JRと近接しており、専門的な知識と経験が必要となることから、県と受委託契約を締結し、橋梁詳細設計、地質調査、橋梁工事等の執行を委託させていただく予定です。さらに、右岸橋台につきましては、堤防工事を伴うため、国へ委託する予定です。

次に、1をごらんください。全体の事業概要です。期間は平成29年度から令和16年度を予定しております。工事概要でございますが、3ページの位置図もあわせてごらんください。1、3、4工区及び小俣1号線が道路整備区間で合わせて952メートル、2工区が橋梁整備区間で648メートル、工事の総延長は1,600メートルとなっております。幅員は、1工区から3工区及び小俣1号線が9.5メートルで片側歩道、4工区は16メートルの両側歩道となっておりますが、コスト削減のため片側歩道とすることを検討しております。また、旧橋撤去の延長が394メートルでございます。これらすべての全体事業費は約76億円となっております。

次に、2をごらんください。1、事業概要のうち、県への委託については、期間が令和2年度から令和12年度を予定しており、内容といたしましては橋梁の調査・設計及び工事でございます。工事概要は、橋長が648メートル、上部工は11径間のうち、鋼製の4径間連続非合成箱桁橋が2区間、鋼製の3径間連続非合成鈹桁橋が1区間の構成で、橋台は左岸の逆T式橋台が1基、橋脚が、右岸高水敷や左岸堤内地がRC張出し式橋脚4基、河川の流水部はRC壁式橋脚6基となっております。委託事業費は、工事費が42億円、事務費が1億1,600万円の合計43億1,600万円を予定しております。

今後は、令和2年2月に協定書を締結し、同年4月に受委託契約を締結させていただく予定です。

次に、3をごらんください。国への委託についてでございます。期間は令和3年度以降とし、今後の河川協議により決定していく予定です。内容といたしましては、右岸の橋台の逆T式橋台が1基の工事となっております。委託事業費は、工事費が2億円、事務費が1,500万円の合計2億1,500万円を予定しております。

以上、「高向小俣線整備事業の経緯と今後の進め方について」御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。
世古口委員。

○世古口新吾委員

説明いただきまして、概略については自分で把握したつもりでございますが、やはりこの事業につきましても、目的にもうたわれておりますように、生活に密着した道路、そういったものになってこようかと思っております。度会橋とか23号線と違って、この地域の市民の一体感を醸成するのに非常に生活の中心になる道路ではないのかな、このように思います。そして、今聞かせてもらってわかったわけでございますが、これから土地買収、昨年からですか、買収に入っておるということでございますが、非常に買収は大変だと思います。そのことについて、今日までの経過があれば聞かせてほしいと思っております。

◎辻孝記委員長

基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

用地買収につきましては、今年度より事業をさせていただいております。まず、御菌側のほうで合同説明会、集団調印等々させていただいております。事業を進めさせていただいております。小俣町側についても個々に説明に入っておる状況でございます。現在のところ、今想定しております全体面積は1万8,392平米でございますが、そのうち8,448平米を取得済みで、46%の進捗状況となっております。以上でございます。

◎辻孝記委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

非常にこういった工事については土地買収が大きなウエイトがかかってくるのではないのかなど、このように思っております。それから、今年度から土地買収にかかったということでいろいろ言われておりますが、非常に土地買収となりますと、なかなか土地を放したくないとかそういったこともあると思っておりますので、粘り強くこういった交渉に当たってほしいな、このように思います。

それから、既にもう橋ができたけれども道路面の土地買収がまだ終わっておらないというようなことのないようにしっかりやっていただきたいと思っております。その辺について、今後も大変だと思いますけれども頑張ってくださいな、このように思います。

◎辻孝記委員長

基盤整備課長。

●倉野基盤整備課長

ありがとうございます。おっしゃるとおりに、橋だけで前後の道路ができていないとただのモニュメントになってしまいますので、そんなことのないようにしっかり取り組んでいきたいと思えます。ただ、非常に今は順調に進んでおりますが、今後非常に難しいような状況も続いてまいりますので、粘り強く交渉のほうに入っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

よくわかりました。最低限、御菌側の南北道、これから先については非常に難しいものがあるかと思えますが、南北道までは計画どおり進めていただきますように努力していただきたいと思えます。終わります。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市地籍調査事業第7次十か年計画について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、「伊勢市地籍調査事業第7次十か年計画について」、当局から御報告願います。用地課長。

●安藤用地課長

それでは、「伊勢市地籍調査事業第7次十か年計画について」御説明させていただきます。

資料9-1の1ページをごらんください。1、「土地の現状」につきましては、法務局に備え付けられている地図、いわゆる公図でございます。記録のほとんどが明治時代に作成された古い地図であることから、現地と合わないものが多く、近隣との土地境界のトラブルの原因や土地の利活用及び災害復旧地の進捗に支障が出ているところでございます。

2、「地籍調査の目的」につきましては、国土調査法に基づきまして土地の基礎的情報

である所有者、境界、面積等、土地の一筆ごとに調査し、明確にすることで土地の将来における適正な管理運営を保全するものでございます。

3、「地籍調査の効果」につきましては、この事業の成果により、土地の位置、面積が明確になることで境界の紛争等の未然防止や用地測量や作業等の簡素化、費用の軽減化が図れるものでございます。また、防災・減災、被災後の復旧・復興の迅速化及び民間開発事業、インフラ整備等公共事業の効率化、土地取引等の円滑化等に大きく役に立ちます。また、土地の課税等の適正化・公平化を図れるものでございます。

4、「伊勢市の課題」につきましては、当市における市街地及び周辺の住宅地等で大部分の地域が国が公表しております南海トラフ地震による津波被害の区域、宮川・勢田川の洪水の被害区域に含まれ、万が一被災した場合、災害復旧に時間を要することが考えられます。また、全国的な課題であり、当市においても同様ですが、所有者不明の土地及び長期にわたる未相続の土地など、社会的な問題になっており、地籍調査事業を始め公共事業の推進に支障が生じているところでございます。

5、「地籍調査の進め方」につきましては、国の法律に基づきまして、平成22年度から第6次国土調査事業十か年計画を実施しているところでございます。令和元年度が当事業計画の完了年度であることから、引き続き令和2年度より第7次国土調査事業十か年計画に取り組む予定でございます。

6、伊勢市の地籍調査事業第6次十か年計画につきましては、平成22年度から事業着手当初は都市部を中心に事業を実施してまいりましたが、平成23年に発生しました東日本大震災を受けまして、平成25年度より計画を見直しまして、沿岸部区域を追加し実施しているところでございます。また、国が実施する都市部官民境界基本調査事業につきましても、震災対策として沿岸部を追加し、調査していただいたところでございます。

第6次十か年計画の実施区域につきましては、恐れ入りますが資料9-4の5ページ、最後のページでございますが、地籍調査事業第6次・7次の計画区域図をごらんください。

青色で示しましたエリア2.21平方キロメートルが第6次国土調査事業十か年計画で実施した区域でございます。

恐れ入りますが、3ページの地籍調査実施面積一覧表をごらんください。

表の左側に示しております第6次十か年計画着手前の伊勢市の地籍調査事業の状況を示しております。旧小俣町は、地籍調査事業として10.47平方キロメートルを実施したところでございます。19条5項指定として1.94平方キロメートルの実績がございます。

ここで、19条5項指定につきまして御説明させていただきます。地籍調査事業以外の事業で調査・測量された成果につきましては、地籍調査と同程度の精度を有する場合は国が成果を地籍調査と同じ位置づけとして指定する制度でございまして、地籍調査の進捗率に加算できるものでございます。実績としましては、トータルで12.41平方キロメートル、進捗率で6.2%でございます。

次に、表の真ん中ですが、第6次十か年計画の事業概要について示しております。

表の上からですが、岩渕から二見町までが伊勢市の地籍調査事業で実施した地区でございます。19条5項指定と合わせて2.21平方キロメートルを実施しております。

次に、国が実施しました都市部官民境界基本調査事業の実績が3.71平方キロメートルご

ございます。第6次十か年計画につきましては、市全体で18.33平方キロメートル、進捗率で9.2%の状況でございます。

ここで、伊勢市の地籍調査事業等地図整備の現状等につきまして御説明させていただきます。資料9-3の4ページのカラー刷りの地図をごらんください。青色の地区でございますが、これは地籍調査事業が完了した地区を示しております。旧小俣町と第6次十か年計画事業で完了した地区を示しております。水色の地区は第6次十か年計画で一部着手をいたしまして、今後第7次十か年計画に引き継ぐ地区を示しております。緑色の地区は国直轄の都市部官民境界基本調査事業の地区を示しております。黄色の地区に関しましては、農地部の土地改良事業区域や市街地の戦災復興土地区画整理事業地等、既にほかの事業等により地図が整備された地区を示しております。この地区には先ほど紹介させていただきました19条5項の地区も含んでおります。茶色の地区につきましては、地図が整備されていない住宅地を多く含む地域でございます。今後、地図整備が必要な地区であると考えておるところでございます。白色の地区に関しましては、同様に地図が整備されていない地区ですが、ほとんどが山林で占める地区でございます。なお、山林部に関しましては、神宮林あるいは公有林等土地管理が適正に行われている地区も一部ございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。7、「第7次国土調査事業十か年計画」の考え方につきましては、国が具体的な基本方針の指定、1、防災対策、2、都市開発、3、社会資本整備、4、森林施業・保全について、重点的・優先的な施策地区として事業計画に位置づけることで、国直轄の都市部官民境界の早期継続調査を実施することが戦略的な取り組みとして示されているところでございます。今後、国の予算配分や事業採択等が本方針に基づき行われるものと考えているところでございます。

当市の計画につきましては、国の方針を踏まえ、次の考え方で取り組む予定でございます。

一つ目は、防災対策の視点で、災害が想定される地域の災害復旧の迅速化・円滑化を考慮した地域、特に人口集中地域の津波・洪水被害区域を地籍調査の重点地域と定めた市の総合計画に基づいた地区を調査区域といたします。

二つ目は、社会資本整備事業の連携により、公共事業等投資効果が見込まれる地域。今回は、三重県が平成23年度から海岸堤防の整備事業として社会資本事業で取り組んでいる二見の沿岸部の調査区域といたします。

三つ目が、先ほど言わせていただきました国が実施する都市部官民境界基本調査地区の後続調査を行っていくつもりでございます。

以上の考え方で、重点的・優先的な調査区域を第7次国土調査事業十か年計画で取り組む予定でございます。

8、「第7次国土調査事業十か年計画の実施予定」につきましては、第6次十か年計画として実施した調査面積2.21平方キロメートルと同程度の面積1.97平方キロメートルの実施を予定しております。また、国の直轄の都市部官民境界基本調査につきましては、今後第7次国土調査十か年計画で順次調査を行っているところから、当面の新規調査は考えておらないところでございます。

第7次十か年計画の計画区域につきましては、恐れ入りますが、資料9-4の5ページ

のカラー刷りの地図のほうをごらんください。赤色で表示しておりますエリア1.97平方キロメートルが、第7次十か年計画で実施を予定しております区域でございます。

調査地区の概要につきましては、恐れ入りますが、資料9-2の3ページの地籍調査実施面積の一覧表をごらんください。表の一番右側になりますが、第7次国土調査事業十か年計画の調査地区を示しております。第6次十か年計画の継続地区である宮川、村松を始めまして、国の方針に沿った河崎、神久及び先ほど紹介しました三重県が実施する海岸堤防の整備工事としての二見の沿岸部を実地する計画で考えております。

まことに恐れ入りますが、また2ページにお戻りください。最後でございますが、「今後の方針」につきましては、令和2年度から第7次国土調査事業十か年計画の事業を推進いたしまして、10年後の令和11年度末に、市全体で面積20.3平方キロメートル、進捗率で10.1%の目標値達成に向けて、事業の推進に努めてまいります。また、地籍調査事業のメリットでございます事業費の補助金制度を生かし、安定した財源確保と事業の持続性の保持に向けて努めてまいります。

以上、「伊勢市地籍調査事業第7次十か年計画について」御説明いたしました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【簡易水道事業の水道事業への統合について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、「簡易水道事業の水道事業への統合について」、当局から報告を願います。

上下水道総務課長。

●中山上下水道総務課長

それでは、「簡易水道事業の水道事業への統合について」御説明いたします。

資料10をごらんください。御報告の内容は、昨年度策定しました伊勢市水道ビジョンに基づきまして、令和2年度から簡易水道事業を統合するため、手続を行うものです。

始めに、1の「簡易水道事業について」でございます。

簡易水道事業は、給水人口101人以上5,000人以下に給水する計画の水道事業です。

次に、2の「簡易水道事業の現状」でございますが、認可は、簡易水道事業が三重県知事であり、水道事業は厚生労働大臣でございます。給水区域は、簡易水道事業が矢持町で、水道事業は矢持町を除く給水を行っている区域でございます。参考としまして、裏面の2ページに簡易水道事業の給水区域図を添付しておりますので御確認ください。図の中ほどより下のオレンジ色で着色した区域となります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、給水戸数以下の項目については記載のとおりでございます。

次に、3の「簡易水道事業の経緯」でございますが、昭和55年9月に三重県知事の認可を受けまして、昭和57年4月に地方公営企業法を全部適用し、水道事業とあわせて一つの公営企業として経営を行い、現在に至っております。

国の動向としましては、平成19年6月に統合を重点的に促進する方針が示され、伊勢市におきましては、平成27年4月の事業変更認可の際に統合することを盛り込み、このたび予定しておりました施設の更新が今年度末で終える予定であることから手続を行うものです。

次に、4の「統合の方法」でございますが、ハード的に施設を統合するのではなく、二つの認可を事務的に一つにするものです。

次に、5の「統合の効果」でございますが、各種書類や会計処理等の一元化により事務の効率化を図れることが考えられます。

最後に、6の「今後のスケジュール」ですが、今月開会予定の市議会定例会に条例改正案を提出させていただきまして、可決されましたら、3月中に三重県に水道事業廃止届を提出し、4月に統合となる予定でございます。

以上で、「簡易水道事業の水道事業への統合について」の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。次は、管外行政視察の件でありますので、当局の方は御退席願います。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時07分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎辻孝記委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は3月定例会での議決が必要となりますことから御協議をお願いするものでございます。

まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありま

したらお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時08分

再開 午後 4 時08分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

管外行政視察について、6月定例会までに実施するかどうかについて御協議をお願いします。

世古口委員。

○世古口新吾委員

都合のつかん人は別として、実施する方向で考えてもらったらどうですか。

◎辻孝記委員長

実施する方向でのお話でありましたが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎辻孝記委員長

いいですか。

管外行政視察につきましては、6月定例会までに実施することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施する場合は、今までやったことで視察項目を御協議願いたいと思いますが、視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いいたします。

継続調査案件としましては、今現在、「中心市街地活性化に関する事項」、「観光交通対策に関する事項」、「地域公共交通に関する事項」というふうになっております。他に特にこれがしたいと、こういう内容で行きたいというものがありませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

行きたいというあれではないんですけど、皆さんも今唐突に言われても話がしにくいかと思しますので、日にちを切っただいて、何か御要望があればというふうな形で事務局なり正副委員長のほうへ申し出するというような形にしてもらったらよろしいんじゃないですか。

◎辻孝記委員長

それでよろしいですか、皆さん。

視察項目につきましては、希望がありましたら、2月17日月曜日までに正副委員長または事務局のほうにお申し出願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午後4時08分